

市県民税

申告対象者

平成29年1月1日現在に市内
在住で、次のいずれかに該当し、
所得税の申告をしない方

給与所得者

- ・平成28年中に退職した
- ・2カ所以上から給与を受けた
- ・給与以外に所得があった
- ・雑損控除、医療費控除などを
受ける など

公的年金などの受給者

- ・年金以外に所得があった
- ・支払元に扶養控除等申告書を
提出していない
- ・社会保険料控除や生命保険料
控除などを受ける など

営業、農業、不動産、利子、配 当などの所得があった方

※所得がなくても、国民健康保
険税の軽減適用などのため申
告が必要となる場合があります。
申告書を送付された方は、
申告書裏面の「所得がなかつ
た場合」の記載欄に記入して
提出してください。

申告書の送付

1月下旬

※昨年、申告相談会場で市県民
税の申告書を作成した方には、
申告書は送付せずお知らせハ
ガキを送付します。

税理士による無料税務相談所

次の方は税理士による無料税
務相談所をご利用ください。

- ① 給与所得者、年金受給者
- ② 平成27年分の所得金額が30万
円以下の方（分離所得が含ま
れる場合は除く）
- ③ 平成28年分の消費税の基準期
間（平成26年分）の課税売上
高が3千万円以下の方で、か
つ②に該当する方

※事業所得・不動産所得の申告 も可能ですが、決算書・収支 内訳書を作成してお越しくだ さい。

郵送での提出

申告書を記入
し、税務課（〒
443-8601）へ。



所得税

申告対象者

給与所得者

・給与の収入金額が2千万円を
超える

・給与所得や退職所得以外の所
得の合計額が20万円を超える
・給与を2カ所以上から受けて
いて、年末調整をされなかつ
た給与の収入金額と、各種の
所得金額（給与所得、退職所
得を除く）との合計額が20万
円を超える など

※源泉徴収票を必ずお持ちくだ
さい。源泉徴収票をお持ちで
ない方は、給与支払者へご確
認ください。

公的年金などの受給者

・公的年金等に係る雑所得の金額
が所得控除額より多い など

※公的年金の収入が400万円以下
で、それ以外の所得が20万円
以下の方は申告をする必要は
ありませんが、還付申告がで
きます。

個人の事業・不動産所得者

平成28年中の所得合計額が所
得控除合計額より多い など
■ 土地・建物などを売却した方

譲渡所得とその他の所得の合
計額が所得控除額より多いなど
※相続税の相談は要事前問い合わせ

お忘れなく

復興特別所得税は、東日本大
震災からの復興のために必要な
財源を確保するための特別措置
税です。申告書作成の際には、
記入と加算ができているか確認
をお願いします

事前説明会

とき 2月1日(水)～15日(水)

(土・日曜日、祝日を除く)

午前9時～正午、午後1時～
5時(申告書の作成には時間
を要しますので、午後4時ま
でにお越しください。)

ところ 豊橋税務署

対象者

・年金受給者で還付申告をする方
・給与所得者で金融機関などか
ら借入をして新築・中古住宅
を取得した方

郵送での提出

申告書を記入し、豊橋税務署
(〒440-8504)へ。